



湾岸・アラビア半島地域ニュース

UAE：輸出入監視対象物品関連新法に基づいた一斉取締り

(9月10日付「ガルフ・ニュース」紙)

(注：同法の内容については2007年9月5日付「かわら版」No.212を参照。)

1. アブドラ・サーレフ経済省次官補は、UAEでは40に及ぶ外国・地元企業が、マネーロンダリング(資金洗浄)や違法に軍事目的に転用可能な民生機器・用品を取り扱う業者の取締り強化の一環として閉鎖に追い込まれたと述べた。
2. 今回取締りを受けた企業は、マネーロンダリングや転用可能な民生機器・用品、更に核不拡散防止条約や国連決議に基づき禁止されている危険品の取り扱いに関与したことが判明した企業で、企業名や会社所有者の国籍は明らかにされなかった。
3. 同次官補は、同法の制定はUAEが同国を通過する国際貿易の透明性を更に高めるべく尽力する重要な一歩であったと述べると共に、とりわけ国連決議に関して国際的な国家義務の遂行を強化することになると述べた。
4. 情報筋の話では、今回の取締りを受けた幾つかの企業は、パキスタンの核開発計画立案者であるアブドル・カーデル・ハーンに率いられた国際核密輸ネットワークと関連があったとされる。

本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799